

仙北市公告第 28 号

大規模小売店舗の新設に関する届出について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成 29 年 10 月 26 日

仙北市長 門脇 光浩

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社中央市場 代表取締役 金沢正樹
秋田県湯沢市柳町二丁目 1 番 40 号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビックフレック角館店
秋田県仙北市角館町上菅沢 360 番地 7 ほか

(3) 小売業を行う者の名称及び住所

名称	代表者	住所
有限会社中央市場	代表取締役 金沢正隆	秋田県湯沢市柳町二丁目 1 番 40 号
未定		

(4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成 30 年 6 月 21 日

(5) 店舗面積の合計
2,455 m²

(6) 駐車場の収容台数
82 台

(7) 駐輪場の収容台数
65 台

(8) 荷さばき施設の面積
90 m²

(9) 廃棄物等の保管施設の容量
71 m³

(10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
有限会社中央市場	午前9時00分	午後10時00分
未定	午前9時00分	午後10時00分

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

2 届出年月日

平成29年10月20日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田県仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部商工課

(2) 縦覧期間

平成29年10月26日から平成30年2月25日

4 意見書の提出先

秋田県仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部商工課

5 意見書に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由